

**令和2年度
和歌山県事業継続支援金
申請要領**

[受付期間]

令和2年5月15日（金）から令和3年2月28日（日）まで
令和3年2月28日（日）の消印有効です

[提出方法]

郵送による提出

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。
簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

<宛先>

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県事業継続支援金受付係 宛
※切手貼り付けの上、裏面に差出人の住所及び氏名を記載
※送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。ご不明な点は下記お問い合わせ先にて電話で対応させていただきます。

[申請に必要な書類の入手方法]

申請に必要な書類については、和歌山県庁のホームページからダウンロードしてください。

※各振興局、県内市町村、商工会、商工会議所などにも順次申請書類を配置する予定です。

[お問い合わせ先]

和歌山県支援本部相談窓口

【電 話】 073-441-3301

【受付時間】 午前9時から午後5時45分まで（平日）

目次

I 支援金の概要	3
1 趣旨	3
2 支援金	3
II 対象要件	6
III 申請書類	7
IV 交付の決定等	19
V 対象要件の特例	20

I 支援金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の支援を図るための支援金です。

2 支援金

Ⅱの対象要件を満たす事業者に対し、令和2年4月1日時点の常時使用している従業員（※）の数に応じて、表1のとおり支援金基準額を設定しており、次の（1）及び（2）のとおり支援金交付額を算出します。

支援金は1,000円未満切り捨てで算出

表1

常時使用する従業員の数	支援金基準額
0人～5人	20万円
6人～100人	30万円
101人～300人	50万円
301人～	100万円

- (1) 国の持続化給付金給付額が上限額（法人200万円、個人事業者100万円）の場合は、表1の支援金基準額が支援金交付額になります。
- (2) 国の持続化給付金給付額が上限額（法人200万円、個人事業者100万円）に満たない場合は、次の算定式で支援金交付額を算出します。なお、持続化給付金の算定方法変更に伴う追加給付分がある場合は、当該追加給付額を含む金額で算定してください。その際、1,000円未満の端数が出る場合がありますが、1,000円未満切り捨てで算定してください。

<算定式>

$$\text{支援金交付額} = \text{支援金基準額} \times \frac{\text{持続化給付金給付額}}{\text{持続化給付金の上限額(法人200万円、個人事業者100万円)}}$$

- (3) 本支援金の交付を受けた後に、持続化給付金の算定方法変更に伴う追加給付分の交付申請を行う場合は、次の算定式で追加の支援金交付額を算出します。その際、1,000円未満の端数が出る場合がありますが、1,000円未満切り捨てで算定してください。

<算定式>

$$\text{支援金交付額} = \text{支援金基準額} \times \frac{\text{持続化給付金給付額の追加の給付額}}{\text{持続化給付金の上限額(法人200万円、個人事業者100万円)}}$$

(※)

- 1 県内に主たる事業所を有する事業者の従業員数は県内外を含む全従業員の数で算定
- 2 観光関連事業者で県外に主たる事業所を有し、かつ県内に事業所を有する事業者は県内事業所の従業員数で算定
- 3 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできない。

・ 日日雇い入れられる者

(但し、1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・ 2箇月以内の期間を定めて使用される者

(但し、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・ 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者

(但し、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

・ 試の使用期間中の者

(但し、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

(参考) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)

(解雇の予告)

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においてはこの限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

Ⅱ 対象要件

下記の4つの要件を全て満たしている必要があります。

(1) 県内に主たる事業所(※)を有する事業者

または観光関連事業者のうち、①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設を県内で運営する事業者

(※)法人については、法人税確定申告書別表一に記載された納税地等、個人事業者については、所得税の青色申告書決算書記載された事業所所在地や所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地等で主たる事業所を確認します。詳しくは本申請要領P16～17をご確認ください。

(2) 持続化給付金の給付を受けている事業者(ただし、旅館業を営む宗教法人、令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し持続化給付金を受けていない事業者、収益事業を営む人格のない社団等は別に定める要件を満たせば、本支援金の対象となります。P20～P22参照)

(3) 宣誓書を提出する事業者

(4) 下記①から③の要件に該当しない事業者

①本支援金をすでに受け取った者(ただし、持続化給付金の算定方法が変更されたことに伴い追加の持続化給付金の給付を受けた者については、当該追加給付部分については再度申請が可能)

②和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

③本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者

Ⅲ 申請書類

(サイズ A4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

	申請書類一覧	チェック
①	和歌山県事業継続支援金交付申請書（別記第1号様式） （第4条関係）（P8参照）	<input type="checkbox"/>
②	申請者事業概要（別記第1号様式）（第5条関係） （P9, 10参照）	<input type="checkbox"/>
③	宣誓書（別記第2号様式）（第5条関係）（P11参照）	<input type="checkbox"/>
④	役員名簿（別記第3号様式）（第5条関係）（P12参照） ※法人の場合必要です。	<input type="checkbox"/>
⑤	持続化給付金の給付通知書の写（P13参照） ※持続化給付金の追加の給付分がある場合、当該追給分の通知書の写、または当該追給分が印字された通帳の写もあわせて提出	<input type="checkbox"/>
⑥	振込先口座を確認できる書類（P14参照） ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写、また、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写	<input type="checkbox"/>
⑦	常時使用する従業員が6人以上の事業者は当該従業員がわかる書類（P15参照）	<input type="checkbox"/>
⑧	主たる事業所の所在地がわかる書類（P16～P17参照） 他県本社 of 観光関連事業者については、和歌山県の事業所所在地が分かる書類。	<input type="checkbox"/>
⑨	すでに事業継続支援金の交付を受けた場合で、再度、持続化給付金の算定方法変更に伴う追加給付分を交付申請する方の必要書類（P18参照）	<input type="checkbox"/>

① 和歌山県事業継続支援金交付申請書

別記第1号様式(第4条関係)

記載例

和歌山県事業継続支援金交付申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所 主たる事業所所在地または個人事業者住所
氏名又は名称 法人名及び代表者氏名または個人事業者氏名

代表者印

印

令和 2年度において、和歌山県事業継続支援金 200,000 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき支援金の交付決定の全部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- ・申請者事業概要
- ・宣誓書
- ・法人の場合は役員名簿
- ・持続化給付金の給付を受けた者は給付通知書の写
- ・申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写
- ・常時使用する従業員が6人以上の事業者の場合、当該従業員がわかる書類
- ・主たる事業所所在地がわかる書類
- ・その他知事が必要と認める書類

② 申請者事業概要

□法人の記載例

別記第1号様式(第5条関係)

記載例 法人

申請者事業概要

主たる事業所の情報	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ		
	名称 (屋号)	株式会社 ○○商事		
	フリガナ	ワカヤマシワカガワチョウ		
	主たる事業所所在地	和歌山市和歌川町5322-1		
	フリガナ			
	主たる事業所が県外の場合 県内事業所所在地			
	県外所在地の場合	<input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 温泉保養施設 <input type="checkbox"/> 交通施設 <input type="checkbox"/> 休憩食事施設 <input type="checkbox"/> 観光土産品観光施設 <input type="checkbox"/> 不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設		
電話番号	073-441-XXXX	事業内容	日用品の販売	

申請者の情報	申請事業者名	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ													
		名称	株式会社 ○○山商事													
	事業規模	資本金 (又は出資金)	300	万円	業種	小売業	常時使用する従業員数	6					人			
申請者の種別	選択	法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
		個人事業主	住所										生年 月日			

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	1	2	3	4	(4桁)	
店舗名	○○支店	店番号	1	2	3	(3桁)		
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金(総合口座も含む) <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他 ()							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	(右詰めで記入)
口座名義	フリガナ	カブシキガイシャマルマルショウジ						
		株式会社 ○○商事						

持続化給付金の給付を受けていない者で知事が特に認める事業者のみ記入

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年	月	売上高	円
	前年(※1)	比較対象月	令和(平成)年	月	売上高	円

担当者	担当者名	所属	会計課	フリガナ	ワカヤマ	ジロウ
				氏名	和歌山	二郎
	担当者連絡先	電話	073-441-XXXX	メールアドレス	wakayama@pref.jp	

※1 令和2年1月1日から同年5月31日までに創業した事業者については、事業計画書等で想定していた令和2年の売上高を記載すること。

□個人事業者の記載例

別記第1号様式(第5条関係)

記載例 個人事業者

申請者事業概要

主たる事業所の情報	フリガナ	イザカヤ ワカヤママルマル		
	名称 (屋号)	居酒屋 和歌山〇〇		
	フリガナ	ワカヤマシワカガワチョウ		
	主たる事業所所在地	和歌山市和歌川町5322-1		
	フリガナ			
	主たる事業所が県外の場合 県内事業所所在地			
	県外所在地の場合	<input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 温泉保養施設 <input type="checkbox"/> 交通施設 <input type="checkbox"/> 休憩食事施設 <input type="checkbox"/> 観光土産品観光施設 <input type="checkbox"/> 不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設		
電話番号	073-441-XXXX	事業内容	飲食店	

申請者の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	ワカヤマタロウ					
		名称	和歌山太郎					
	事業規模	資本金 (又は出資金)	万円	業種	飲食業	常時使用する従業員数	0	人
申請者の種別	選択	法人	法人番号					
		個人事業主	住所	和歌山市和歌川町5322-8			生年月日	S53.5.10

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	1	2	3	4	(4桁)		
店舗名	〇〇支店	店番号	1	2	3		(3桁)		
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金(総合口座も含む) <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他 ()								
口座番号		1	2	3	4	5	6	7	(右詰めで記入)
口座名義	フリガナ	ワカヤマ タロウ							
		和歌山太郎							

持続化給付金の給付を受けていない者で知事が特に認める事業者のみ記入

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年		月	売上高		円
	前年(※1)	比較対象月	令和年 (平成 年)		月	売上高		円

担当者	担当者名	所属	記入不要	フリガナ	ワカヤマ	ジロウ
				氏名	和歌山	二郎
	担当者連絡先	電話	073-441-XXXX	メールアドレス	wakayama@pref.jp	

※1 令和2年1月1日から同年5月31日までに創業した事業者については、事業計画書等で想定していた令和2年の売上高を記載すること。

③ 宣誓書

別記第2号様式 (第5条関係)

宣 誓 書

私は、和歌山県事業継続支援金の交付申請をするに当たり、下記の内容について、宣誓します。宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 和歌山県事業継続支援金交付要綱第2条の交付対象者の要件を満たしています。
- (2) 和歌山県事業継続支援金交付要綱第3条の不交付要件に該当しません。
- (3) 和歌山県事業継続支援金交付要綱第5条の交付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (4) 和歌山県補助金等交付規則第21条第1項の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。

以上

令和2年 5月15日

和歌山県知事 様

所在地 和歌山市和歌川町5322-1

名称 株式会社 ○○商事

代表者名 代表取締役社長 和歌山 太郎

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

ゴム印等を使用せず法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

④ 役員名簿（法人の場合）

別記第3号様式（第5条関係）

役員名簿

法人名称: _____

※該当する年号を○で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏名	住 所	生 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日

- ※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。
- ※ 収集した個人情報については、和歌山県事業継続支援金に係る交付事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、本県が必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会することがあります。

⑤ 持続化給付金の給付通知書の写

□ 法人の場合

<p>郵便ハガキ</p> <p>料金別納郵便</p> <p>100-000X 東京都〇〇区〇〇町1-1-1 〇〇〇〇ハイツ 401 給付株式会社 給付 順一様</p> <p>112345678</p> <p>YYYYMMDD9 999999 99999999#</p> <p>ご確認ください 持続化給付金の振込みのお知らせ</p> <p>〈運付先〉〒115-8799 赤羽郵便局 私書箱17号</p> <p>持続化給付金事務局（一般社団法人サービスデザイン推進協議会） お問い合わせ先 ホームページ https://www.jizokuka-kyufu.jp/ フリーダイヤル 0120-115-570 IP電話等からは 03-6831-0613（通話料がかかります） ※受付時間 8:30～19:00（土・日・祝日含む） （受付時間は変更になる場合があります。） ※お問い合わせは初回は、中音の申請番号をお伝えください。 ※お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう十分にご確認ください。</p> <p>※宛先などで実行している場合は、十分に確かめてから送付してください。 こちらをご確認ください。▶</p>	<p>持続化給付金の振込みのお知らせ</p> <p>あなたが行った持続化給付金の申請は受理されました。以下の通り給付金の振込みを行いますので、お知らせいたします。</p> <p>※このお知らせは給付の決定をお伝えするものですので、大切に保管してください。</p> <p>■申請番号：J 1 2 3 4 5 6 7 8 ■中小法人名：給付株式会社 ■担当者氏名：給付 順一</p> <p>給付金額 2,000,000 円</p> <p>振込口座：持続化銀行 申請時に入力された 〇〇〇〇支店 口座です。証券番号（通帳等のコピーに 普）999999△ 合があります。 キュウノ シュンイチ</p> <p>〈給付金の振込み等について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込みは順次行っております。振込口座をご確認ください。 ・振込口座へ振り込まない場合、金融機関等への問い合わせにより、口座情報を訂正した上で振り込む場合があります。 ・振込口座へ振り込まない場合、事務局より申請者へ電話による問い合わせ等を行う場合があります。 ・給付金の振込遅延もしくはその他の事由によって生じた損害について、事務局は一切の責任を負いません。
--	---

□ 個人事業者の場合

<p>郵便ハガキ</p> <p>料金別納郵便</p> <p>100-000X 東京都〇〇区〇〇町1-1-1 〇〇〇〇ハイツ 401 給付 順一様</p> <p>112345678</p> <p>YYYYMMDD9 999999 99999999#</p> <p>ご確認ください 持続化給付金の振込みのお知らせ</p> <p>〈運付先〉〒115-8799 赤羽郵便局 私書箱17号</p> <p>持続化給付金事務局（一般社団法人サービスデザイン推進協議会） お問い合わせ先 ホームページ https://www.jizokuka-kyufu.jp/ フリーダイヤル 0120-115-570 IP電話等からは 03-6831-0613（通話料がかかります） ※受付時間 8:30～19:00（土・日・祝日含む） （受付時間は変更になる場合があります。） ※お問い合わせは初回は、中音の申請番号をお伝えください。 ※お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう十分にご確認ください。</p> <p>※宛先などで実行している場合は、十分に確かめてから送付してください。 こちらをご確認ください。▶</p>	<p>持続化給付金の振込みのお知らせ</p> <p>あなたが行った持続化給付金の申請は受理されました。以下の通り給付金の振込みを行いますので、お知らせいたします。</p> <p>※このお知らせは給付の決定をお伝えするものですので、大切に保管してください。</p> <p>■申請番号：J 1 2 3 4 5 6 7 8 ■個人事業者氏名：給付 順一</p> <p>給付金額 1,000,000 円</p> <p>振込口座：持続化銀行 申請時に入力された 〇〇〇〇支店 口座です。証券番号（通帳等のコピーに 普）999999△ 合があります。 キュウノ シュンイチ</p> <p>〈給付金の振込み等について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込みは順次行っております。振込口座をご確認ください。 ・振込口座へ振り込まない場合、金融機関等への問い合わせにより、口座情報を訂正した上で振り込む場合があります。 ・振込口座へ振り込まない場合、事務局より申請者へ電話による問い合わせ等を行う場合があります。 ・給付金の振込遅延もしくはその他の事由によって生じた損害について、事務局は一切の責任を負いません。
---	---

□ 持続化給付金の算定方法変更に伴う追加の給付分がある場合、追加給付分の通知書の写もあわせて提出。なお、追加給付分については、追加給付額が印字された部分に分かる通帳の写でも可

⑥ 振込先口座を確認できる書類

□ 口座の通帳の写し

(法人の場合) 法人名義

(個人事業者の場合) 本人名義

注1) 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。

注2) 上記が確認できるように、通帳の表面と通帳を開いた1・2 ページ目をコピーしてください。

注3) 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピーを提出してください。

注4) 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

通帳の表面



電子通帳画像をコピー



通帳を開いた1・2 ページ目



⑦ 常時使用する従業員が6人以上の事業者は当該従業員がわかる書類

イ 常時使用する従業員が5人以下の事業者は提出する必要はありません。

ロ 常時使用する従業員が6人以上の場合は次の書類を提出してください。

□ 令和2年4月1日時点における常時使用する従業員数証明書

※様式自由 下記例を参考にしてください。

【従業員数証明書の例】		令和○年○月○日
従業員数証明書		
和歌山県知事 様	株式会社 ○○商事	代表者印
	代表取締役社長 和歌山 太郎	印
令和2年4月1日時点における当社の常時使用する従業員数は○○人であることを証明します。		

ハ 常時使用する従業員が6人以上100人以下の場合は上記ロの証明書に加えて6名分の従業員がわかる次の書類を提出してください。

※全従業員分は不要です。

□ 日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」又は「被保険者縦覧照会回答票」もしくは「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写。当該書類が無い場合は、雇用契約書、給与明細書、従業員名簿（様式自由）の写のうちいずれかの書類

※従業員名簿は従業員氏名、生年月日、採用年月日、従業員住所等がわかること

ニ 常時使用する従業員が101人以上300人以下の場合は、上記ロの証明書に加えて下記の書類を提出してください。

□ 令和2年4月1日現在の常時使用する従業員の101人分の従業員がわかる従業員名簿（様式自由）

※従業員氏名、生年月日、採用年月日、従業員住所等がわかる従業員名簿

ホ 常時使用する従業員が301人以上の場合は、上記ロの証明書に加えて下記の書類を提出してください。

□ 令和2年4月1日現在の常時使用する従業員の301人分の従業員がわかる従業員名簿（様式自由）

※従業員氏名、生年月日、採用年月日、従業員住所等がわかる従業員名簿

⑧ 主たる事業所の所在地がわかる書類

イ 法人の場合

□ 確定申告書別表一の控えの写

※減収月の属する事業年度の直前（注）の事業年度の確定申告書を提出してください。また、直前の事業年度の確定申告書が提出できない場合は、2事業年度前の確定申告書をもって代えることが可能です。

注）確定申告書別表一の控えの写には收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。なお、收受日付印が無い場合、税理士による押印及び署名があること。電子申告の場合で收受日付印の押印がない場合は、受信通知も確定申告書別表一の控えの写とあわせて添付。なお、確定申告書上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの、または確定申告書に税理士の押印及び署名があるものは受信通知の添付は不要。

□ 確定申告書がない場合は、本店所在地の確認できる登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写

- ロ 個人事業者の場合（青色申告の場合）
 - 所得税の青色申告決算書 1 枚目の写
 - ※令和元年分を提出

- ハ 個人事業者の場合（白色申告の場合）
 - 所得税の収支内訳書 1 枚目の写
 - ※令和元年分を提出

- ニ 個人事業者で青色申告及び白色申告をしていない場合、もしくは事業所所在地の記載が無い場合

- 和歌山県内に主たる事業所を有すると証明できる書類
 - 例) 和歌山県内事業所の個人事業の開業・廃業等届出書の写、営業許可証の写、事業所所在地の記載のある公共料金領収書の写など

- ホ 他県本社の観光関連事業者については、和歌山県事業所の所在地が分かる書類

- 和歌山県の県税事務所の収受日付印があり、和歌山県事業所所在地が明記されている法人県民税・事業税の確定申告書（第 6 号様式）の控えの写、和歌山県事業所の営業許可証の写、事業所所在地の記載のある公共料金領収書の写など

⑨ すでに本支援金の交付を受けた場合で、再度、持続化給付金の算定方法変更に伴う追加給付分を交付申請する方は以下の書類をご提出ください。

イ 和歌山県事業継続支援金交付申請書（別記第1号様式）（第4条関係）

申請金額は持続化給付金の追加給付額で算定した追加の支援金申請額のみ記入

ロ 持続化給付金の追加の給付を受けた事が分かる書類

追加給付額の持続化給付金の給付通知書の写、もしくは追加給付額が印字された部分分かる通帳の写

IV 交付の決定等

1 支援金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは支援金を交付します。

2 通知

申請書類の確認の結果、本支援金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知を送付いたします。

支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等、支援金交付額に影響のある書類を5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。

また、持続化給付金の不正受給が発覚したときは、直ちにその旨を報告するとともに、指示に従ってください。

3 支援金の返還

本支援金交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還することとなります。

V 対象要件の特例

1 旅館業法を営む宗教法人についての特例

(1) 対象要件

県内に事業所を有する事業者であって、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けて旅館業を営む事業者は、次に掲げる要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

ただし、支援金の用途は、旅館業法で許可を受けた事業部分に限ることとし、帳簿上、旅館業と宗教上の事業を明確に区分してください。

①令和元年以前から旅館業にかかる事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

②令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で旅館業にかかる事業収入が 50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。

③本申請要領 P 6 の「Ⅱ対象要件(3)、(4)」を満たす事業者

(2) 申請方法

支援金の算定方法や申請書類等、申請手続きに必要な具体的事項については別途「令和 2 年度和歌山県事業継続支援金申請要領 『旅館業を営む宗教法人の取り扱い』」をご参照ください。

なお、当該申請要領は和歌山県 HP に掲載しております。

(URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204267.html>)

(3) 問い合わせ先

和歌山県観光交流課 海外誘客班

【電 話】 0 7 3 - 4 4 1 - 2 7 8 9

【受付時間】 午前 9 時から午後 5 時 4 5 分まで（平日）

2 令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し持続化給付金を受けていない事業者の特例

(1) 対象要件

令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し持続化給付金を受けていない事業者であって、県内に主たる事業所を有する事業者または観光関連事業者のうち①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設を県内で運営する事業者は、次に掲げる要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

①創業に当たって金融機関から融資を受けている事業者または支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者で、今後も事業を継続する意思があること

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、開業月から令和2年5月までのいずれかのひと月の事業収入が、事業計画書等で想定していた同月と比べて50%以上減少した月が存在すること。なお、事業計画書等に月ごとの売上(収入)予定額が記載されていない場合は、記載されている年間の売上(収入)予定額からひと月分の平均売上(収入)予定額を算出

③本申請要領P6の「Ⅱ対象要件(3)、(4)」を満たす事業者

④その他、「令和2年度和歌山県事業継続支援金申請要領『令和2年1月から5月末までに創業した事業者の取り扱い』」の要件を満たす事業者

(2) 申請方法

支援金の算定方法や申請書類等、申請手続きに必要な具体的事項については別途「令和2年度和歌山県事業継続支援金申請要領『令和2年1月から5月末までに創業した事業者の取り扱い』」をご参照ください。

なお、当該申請要領は和歌山県HPに掲載しています。

(URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204233.html>)

(3) 問い合わせ先

和歌山県支援本部相談窓口

【電 話】073-441-3301

【受付時間】午前9時から午後5時45分まで(平日)

3 収益事業を営む人格のない社団等の取り扱いについての特例

(1) 対象要件

県内に主たる事業所を有し、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第13号に規定する収益事業を営む同法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等であり、和歌山県事業継続支援金の交付の目的に従って、本支援金を当該事業の継続のために利用する者は、次に掲げる要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

- ① 令和元年以前から収益事業から生じる事業収入（売上）があり、確定申告を行っている事業者で、今後も事業を継続する意思があること。
- ② 令和2年1月から令和2年12月のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。
- ③ 本申請要領P6の「Ⅱ対象要件(3)、(4)」を満たす事業者

(2) 申請方法

支援金の算定方法や申請書類等、申請手続きに必要な具体的事項については別途「令和2年度和歌山県事業継続支援金申請要領『収益事業を営む人格のない社団等の取り扱い』」をご参照ください。

なお、当該申請要領は和歌山県HPに掲載しております。

(URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00204233.html>)

(3) 問い合わせ先

和歌山県支援本部相談窓口

【電 話】073-441-3301

【受付時間】午前9時から午後5時45分まで（平日）